

放課後児童クラブの 入会基準の変更について

日頃より本市の青少年の健全育成事業、並びに子育て支援事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて本市では児童福祉法の改正を受け、平成 27 年度から放課後児童クラブの対象学年を 6 年生まで拡大し実施してまいりましたが、年々放課後児童クラブ利用児童は増加傾向にあるとともに、配慮を必要とする児童の登録も増加しております。

つきましては、令和 3 年度より入会基準の変更をさせていただきます。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、何卒よろしくお願いいたします。

現 行	令和 3 年 4 月 1 日から
昼間、就労等により留守家庭となる児童。	1～2 年生は現行のとおり。 <u>3 年生以上は左記に加えて次のいずれにも該当する。</u> ①日曜日を除き、週に 3 日以上かつ 3 カ月以上継続して（継続する見込みで）就労することを常態とする。 ②勤務終了時間が午後 3 時以降 ただし、上記には通勤時間も含みます。 ※長期休業のみの利用については、保護者の勤務終了時間は原則正午以降とします。 ※配慮を必要とする児童については、3 年生以上の場合でも現行のとおりとなります。
児童クラブの利用がなくても退会にはならない。	<u>全ての学年について 1 カ月 5 回以上（目安として週 1 回以上）の利用がなかった場合は退会となる場合があります。</u> 長期休業のみの利用については、長期休業時において週 1 回以上の利用がない場合は退会となる場合があります。 児童クラブの利用については、適宜お子様とお話し合いいただき、必要がなくなった場合は退会いただきますようお願いいたします。
就労以外による入会の場合は、適宜それを証明する書類を提出。（例：医師の診断書、在学証明書など）	証明する書類のほか、指定する様式へも記入のうえ提出していただきます。

<勤務日・勤務時間の確認方法>

○毎日決まった曜日、時間での勤務の方
就労（採用内定）証明書にて確認します。

○シフト勤務の方

就労（採用内定）証明書と併せて直近2ヶ月分のシフトを提出してください。要件に該当しているか確認します。具体的には次の条件を両方満たすことが条件です。

①1カ月の勤務日数が12日以上

②「勤務終了時間が午後3時以降」を満たす日が1カ月に7日以上

△ 入会申請をする前に必ず確認してください △

平成27年度から、児童クラブの利用対象児童が6年生までに引き上げられたことや、幼児教育・保育の無料化による共働き世帯の増加などの影響で児童クラブの登録人数は年々増加しています。

しかし、その中には「何かあったときのために」という理由で登録している方もおり、登録のみで実際に利用のない方が多数いらっしゃいます。

入会申請する前に、ご家族で「児童クラブへの入会が必要かどうか」をよくお話し合いのうえ入会申請いただきますようお願いいたします。特に高学年においては、同年代の仲間や集団を好み、大人に頼らずに行動しようとしたり、知識が広がり、計画性のある生活を営めるようになる発達段階と言われています。お子様の意見も尊重しながら児童クラブの入会についてお話し合いいただきたいと思いますと考えております。

— お問い合わせ先 —

北見市 子ども未来部 青少年課 児童館係

〒090-8501

北見市大通西3丁目1番地1

TEL：0157-33-1846 FAX：0157-25-1395

E-Mail：seishonen@city.kitami.lg.jp